

## IV 予 算

### 1 20年度年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、20年度に係る機構の年度計画を、平成20年3月31日付けで農林水産大臣に届け出た。

その後、

- (1) 配合飼料価格の高騰に係る追加緊急対策に伴う畜産振興事業費等及び国内乳製品の高騰に対応するため緊急輸入等の指定乳製品等売買に伴う支出の増が見込まれたことにより平成20年7月1日付け及び平成20年8月8日付けで、
  - (2) 燃油・肥料高騰対策等、追加緊急対策の実施に伴う重要野菜等緊急需給調整事業費の支出の増が見込まれたことにより平成20年9月30日付け及び平成20年10月22日付けで、
  - (3) 配合飼料価格の高騰、枝肉価格の低下等の要因に伴う肉用子牛補給金等事業費及びさとうきびの豊作に伴う甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付数量の増加による糖化調整事業費及び国庫納付金の支出の増が見込まれたことにより平成21年1月29日付けで、
  - (4) 追加緊急対策に伴う畜産振興事業費及び焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業費、さとうきびの豊作に伴う甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付数量の増加による支出の増が見込まれたことにより平成21年3月4日付けで、
- それぞれ年度計画の変更を農林水産大臣に届け出た。(最終的な20年度に係る機構の年度計画は「3 平成20年度の業務運営に関する計画(平成20年度)」を参照)

### 2 事業内容及び予算の概要

平成20事業年度の業務運営の前提となった事業内容及び予算の概要は、次のとおりである。

- (1) 畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行う。
  - ① 指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く。)の買入れ、交換及び売渡し
  - ② ①の業務に伴う指定食肉の保管
  - ③ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費の補助
- (2) 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業に係る経費の補助及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- (3) 旧農畜産業振興事業団法により行われる出資に係る株式又は持分の管理及び処分に関する業務を行う。
- (4) 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)の規定により次の業務を行う。
  - ① 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
  - ② あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
  - ③ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人が行う業務

で①又は②の業務に準ずるものに係る経費の補助

- (5) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものに係る経費を補助する業務を行う。
- (6) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により次の業務を行う。
  - ① 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
  - ② 異性化糖等の買入れ及び売戻し
  - ③ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付
  - ④ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
  - ⑤ でん粉原材料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
- (7) 砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- (8) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する。
- (9) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の規定による次の業務を行う。
  - ① 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付
  - ② 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入
  - ③ ②の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
  - ④ ③の業務に伴う指定乳製品等の保管
  - ⑤ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- (10) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定による次の業務を行う。
  - ① 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
  - ② 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- (11) 旧農畜産業振興事業団が締結した債務保証契約に係る乳業者等に対する債務の保証に関する業務を行う。
- (12) (1)～(11)の業務に附帯する業務を行う。

### 3 平成20年度の業務運営に関する計画（平成20年度計画）

#### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 事業費の削減・効率化

事業費については、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減の目標を達成するため、補助事業の効率化等を行う。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

##### 2 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標（中期目標期間中に平成19年度比で15%削減）を達成するため、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成19年度比で3%削減する。

(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成17年度比で少なくとも3%を削減する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進する。これに加え、給与水準及び管理職割合の引き下げ等を行うため、

- ① 管理職への昇格者数の抑制
- ② 管理職ポストオフ制度の導入
- ③ 新規採用等の適正な実施
- ④ 業務専門職の導入

等の新たな人事管理制度を導入する。

これらの取組により、管理職割合を21年度期初時点で40%に、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を111に引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。

(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約の見直し等の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

### 3 業務執行の改善

#### (1) 業務全体の点検・評価

- ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。
- ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。
- ③ 19年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。
- ④ 第三者機関による19年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

#### (2) 補助事業の審査・評価

- ① 20年度事業について、進行管理を的確に行う。
- ② 19年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

#### (3) 内部統制機能の充実・強化

- ① 20年度の内部監査年度計画における被監査部署について、内部監査マニュアルに基づく内部監査を実施する。
- ② 事業活動に関する法令等の遵守を徹底する観点から、平成20年度に、新たにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に向けた計画的な取り組みを行う。
- ③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的で開催するとともに、役職員間ミーティングを実施する。
- ④ 個人情報 の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。
- ⑤ 情報技術を活用した事務処理の効率化を図る際、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等の危機を防ぐため、情報セキュリティ対策を講じる。

### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制への再編等を行う。

また、札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。

さらに、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

### 5 補助事業の効率化等

#### (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施

畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。

#### (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施

- ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。
- ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

- ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。
- ④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。

(3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。

- ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
- ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
- ③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。
- ④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。
- ⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。
- ⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法等の改善を行う。
- ⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行う。
- ⑧ 畜産業振興事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。
- ⑨ 畜産業振興事業により造成された基金について、見直しに備えるため、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準の見直しを行う。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 畜産関係業務

##### (1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。

##### (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

### (3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的かつ弾力的に実施する。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。

#### ① 学校給食用牛乳供給事業

ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳等に関する普及教材の配布等の普及啓発等を推進する。

同法に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を90%以上とする。

イ 事業実施主体の取組について、効果の高い活動事例の情報提供を行うとともに、事業の提案に際しその必要性・有効性等について事前の検証を行う。

ウ 学校給食用牛乳の消費の維持拡大・定着促進という事業目的の達成度を適切に把握し、事業成果の評価を行うため、各事業メニューごとにできる限り具体的な評価指標を設定する。

エ 学校給食において牛乳を経験した者のその後の牛乳摂取の影響を把握するための手法の研究に取り組む。

#### ② 畜産業振興事業

ア 生乳の需給安定対策

(ア) 乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備計画を採択する。

(イ) 国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。

また、イベントの開催時等において消費者等を対象に国産生乳・乳製品等の摂取に繋がる知識等の普及度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。

イ 肉用牛対策

(ア) 肉用牛肥育経営安定対策事業について、補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。

(イ) 肉用牛の生産基盤の強化を図るため、新規参入、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化及び子牛の生産性向上等への支援を行う。また、畜産新技術の有効活用への支援等を行う。

ウ 飼料対策

(ア) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換

を推進する。

- (イ) ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業毎に補助を行う。

#### エ 環境対策

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、本事業によりたい肥の調整・保管に必要な機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等によるたい肥をはじめとする排せつ物の利用等の指導の推進を図る。

#### オ 食肉等流通対策

- (ア) 食肉処理施設の整備等については、豚副産物の分別を含むBSE関連規則に対応した施設整備等衛生・環境関連の計画を優先的に採択する。
- (イ) 国産食肉に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。また、イベントの開催時等において消費者等を対象に国産食肉に係る知識等の普及度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。

#### カ 畜産衛生・その他の対策

- (ア) 事業実施主体が実施するブロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。
- (イ) 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。
- (ウ) BSE発生農家等への支援を行うとともに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。
- (エ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを速やかに行うとともに、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。

#### (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

- ① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

このため、指定生乳生産者団体における円滑な事務処理についての指導等を行う。

- ② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。

このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。

#### (5) 指定乳製品等の輸入・売買

- ① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製

品等の輸入及び売渡しを行う。

このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。

ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。

イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。

② 国家貿易機関として、平成20年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当とする。

③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。

#### (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

##### ① 交付業務の迅速化

指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。

##### ② 交付状況に係る情報の公表

ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から5業務日以内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。

イ 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。

#### (7) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。

① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

③ 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等の公表に備えるため、基金基準等に準じて定めた基準の見直しを行う。

④ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。



## 2 野菜関係業務

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

さらに、農林水産省から機構に移管された同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。

さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。

- (3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

また、都道府県の野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び都道府県の野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県の野菜価格安定法人を指導する。

- (4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、公益法人が実施している資金造成や登録出荷団体等への交付金の交付等を機構において一元的に行う体制に移行するための検討を行う。

- (5) ホームページ等において、

- ① 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月公表する。
- ② 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額を公表する。
- ③ 上記①及び②のほか、野菜に係る協議会等も活用して、野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報を適時に公表する。

- (6) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。

- ① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。
- ② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

### 3 砂糖関係業務

#### (1) 砂糖の価格調整

##### ① 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

##### ② 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

##### ③ ホームページ等において制度の仕組みを公開するとともに、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

#### (2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、以下の事業について、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行うとともに、その実績について引き続き適切な評価を実施する。

##### ① てん菜の生産構造の改革を進めるための事業

てん菜について、生産コストの低減を図りつつ、以下の措置を講じる。

ア 直播の導入による省力化の推進のため、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。

イ 需要に応じた計画的生産の推進のため、早期出荷の推進について支援する。

ウ 省力化・低コスト化を推進する技術開発等として、共同育苗施設の整備について支援する。

エ 省力化・低コスト化を推進する技術開発等として、共同利用機械の導入について支援する。

##### ② さとうきび増産プロジェクトを踏まえた事業

「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、以下の措置を講じる。

ア さとうきびの増産に向けて、担い手育成等の経営基盤の強化のため、規模拡大志向者等への農地集積について支援する。

イ さとうきび増産に向けて、農業機械の導入について支援する。

ウ さとうきび増産に向けて、生産基盤の強化のための余剰バガスの還元等による地力増進について支援する。

エ さとうきび増産に向けて、生産基盤の強化のための自然災害対策について支援する。

オ さとうきび増産に向けて、地域に適応した風折抵抗性・干ばつ対抗性品種への転換、夏植型秋収穫栽培を可能とする品種の現地実証の推進等について支援する。

#### (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金について

は、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。

また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。

#### 4 でん粉関係業務

##### (1) でん粉の価格調整

###### ① でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受領した日から8業務日以内に交付する。

###### ② 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受領した日から18業務日以内に交付する。

###### ③ ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

##### (2) 焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業の実施

でん粉原料用に緊急的に用途転換した焼酎原料用かんしょを買い入れたでん粉製造事業者に対し、かんしょの買入れ及びでん粉製造に要する経費に相当する交付金を交付する事業を実施する。

##### (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。

#### 5 情報収集提供業務

##### (1) 需給関連情報の的確な収集と提供

###### ① 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、情報利用者等の参画を得た情報検討委員会を開催し、20年度の実施状況及び21年度の計画について検討する。

###### ② 情報検討委員会における検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。

###### ③ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

##### (2) 情報提供の効果測定等

###### ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実

施する。

② (1) 及び (3) の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が 5 段階評価で 4.0 以上となるようにする。

③ 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

(3) 需給関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。

また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。

(4) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズを把握する。

② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。

③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。

(5) ホームページの活用

① ホームページの 20 年度のアクセス件数が 543 万件以上になるようにする。

② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。

ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を行う。

イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

ウ 消費者の要望する情報について月 2 回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。

(6) 広報活動の推進

広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

(7) 照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成20年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,284
国庫補助金	11,717
その他の政府交付金	94,404
業務収入	80,213
負担金	3,058
納付金	3,058
資金より受入	91,461
借入金	53,273
諸収入	13,359
計	352,828
支出	
業務経費	323,955
借入金償還	37,501
人件費	2,722
一般管理費	683
その他支出	1,210
計	366,072

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	447
その他の政府交付金	69,286
調整資金より受入	52,697
畜産業振興資金より受入	38,764
諸収入	11,907
計	173,100
支出	
業務経費	154,536
畜産振興事業費	154,107
情報収集提供事業費	374
その他業務経費	54
肉用子牛勘定へ繰入	17,640
人件費	744
一般管理費	175
計	173,095

## (3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
国庫補助金	11,717
野菜事業負担金	3,058
野菜事業納付金	3,058
諸収入	1,308
計	19,142
支出	
業務経費	23,362
指定野菜価格安定対策事業費	20,332
契約指定野菜安定供給事業費	405
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費	1,476
契約特定野菜等安定供給促進事業費	44
重要野菜等緊急需給調整事業費	973
野菜構造改革促進特別対策事業費	34
野菜流通消費合理化推進事業費等	98
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	395
人件費	534
一般管理費	142
その他支出	365
計	24,798

## (4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,164
その他の政府交付金	6,180
業務収入	49,686
借入金	48,963
諸収入	6
計	105,999
支出	
業務経費	73,882
糖価調整事業費	54,160
国庫納付金	19,529
その他業務経費	194
借入金償還	34,402
人件費	769
一般管理費	208
その他支出	386
計	109,646

## (5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	520
その他の政府交付金	446
業務収入	14,808
借入金	4,310
計	20,084
支出	
業務経費	16,475
でん粉価格調整事業費	8,676
焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業費	446
国庫納付金	7,204
その他業務経費	149
借入金償還	3,099
人件費	301
一般管理費	70
その他支出	31
計	19,976

## (6) 生糸勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	11
計	11
支出	
業務経費	1
生糸売買事業費	1
蚕糸業振興資金へ繰入	10
計	11

(注記) 蚕糸関係業務については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、「現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。」とされているところであり、本表は、第169回国会に提出されている生糸の輸入に係る調整等に関する法律案が成立するまでの暫定措置とするものである。

## (7) 補給金等勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	18,492
業務収入	15,708
諸収入	129
計	34,329
支出	
業務経費	38,095
加工原料乳補給金事業費	23,014
輸入乳製品売買事業費	15,082
人件費	215
一般管理費	52
その他支出	23
計	38,386

## (8) 肉用子牛勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	154
畜産勘定より受入	17,640
諸収入	3
計	17,796
支出	
業務経費	17,604
肉用子牛補給金等事業費	17,604
人件費	157
一般管理費	36
計	17,796

## (9) 債務保証勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
諸収入	6
計	6
支出	
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
計	2



## 2 収支計画

## 平成 20 年度収支計画

## (1) 総計

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	340,013
経常費用	340,013
業務経費	323,921
資金繰入	11,869
人件費	2,722
一般管理費	678
その他支出	805
減価償却費	19
収益の部	320,630
経常収益	309,904
運営費交付金収益	2,284
補助金等収益	201,276
業務収入	80,213
資金戻入	23,494
資産見返運営費交付金戻入	2
資産見返補助金戻入	5
諸収入	2,630
特別利益	10,726
前期損益修正益	10,726
純損失	△ 19,384

(注記) 勘定間の内部取引を除く。

## (2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	184,528
經常費用	184,528
業務経費	154,501
畜産振興事業費	154,107
情報収集提供事業費	374
その他業務経費	19
肉用子牛勘定へ繰入	17,640
畜産業振興資金繰入	11,464
人件費	744
一般管理費	170
減価償却費	9
収益の部	184,563
經常収益	173,837
運営費交付金収益	447
補助金等収益	172,211
諸収入	1,179
特別利益	10,726
前期損益修正益	10,726
純利益	34

## (3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,802
經常費用	24,802
業務経費	23,362
野菜生産出荷安定等事業費	23,362
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	395
人件費	534
一般管理費	142
その他支出	365
減価償却費	4
収益の部	24,802
經常収益	24,802
野菜事業資金受入	23,494
諸収入	1,308
純利益	0

## (4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	75,249
經常費用	75,249
業務経費	73,882
糖価調整事業費	54,160
国庫納付金	19,529
その他業務経費	194
人件費	769
一般管理費	208
その他支出	386
減価償却費	5
収益の部	60,987
經常収益	60,987
運営費交付金収益	1,164
補助金等収益	10,127
業務収入	49,686
資産見返運営費交付金戻入	1
資産見返補助金戻入	5
諸収入	5
純損失	△ 14,262

## (5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	16,878
經常費用	16,878
業務経費	16,475
でん粉価格調整事業費	8,676
焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業費	446
国庫納付金	7,204
その他業務経費	149
人件費	301
一般管理費	70
その他支出	31
減価償却費	1
収益の部	15,774
經常収益	15,774
運営費交付金収益	520
補助金等収益	446
業務収入	14,808
資産見返運営費交付金戻入	1
純損失	△ 1,104

## (6) 生糸勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11
經常費用	11
業務経費	1
生糸売買事業費	1
蚕糸業振興資金繰入	10
収益の部	11
經常収益	11
業務収入	11
純利益	0

(注記) 蚕糸関係業務については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、「現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。」とされているところであり、本表は、第169回国会に提出されている生糸の輸入に係る調整等に関する法律案が成立するまでの暫定措置とするものである。

## (7) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,386
經常費用	38,386
業務経費	38,095
加工原料乳補給金事業費	23,014
輸入乳製品売買事業費	15,082
人件費	215
一般管理費	52
その他支出	23
収益の部	34,329
經常収益	34,329
補助金等収益	18,492
業務収入	15,708
諸収入	129
純損失	△ 4,056

## (8) 肉用子牛勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,796
經常費用	17,796
業務経費	17,604
肉用子牛補給金等事業費	17,604
人件費	157
一般管理費	36
収益の部	17,796
經常収益	17,796
運営費交付金収益	154
畜産勘定より受入	17,640
諸収入	3
純利益	0

## (9) 債務保証勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2
經常費用	2
業務経費	1
保証事業費	1
人件費	1
一般管理費	0
収益の部	6
經常収益	6
諸収入	6
純利益	4

## 3 資金計画

## 平成 20 年度資金計画

## (1) 総計 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	890,853
業務活動による支出	326,165
投資活動による支出	485,416
財務活動による支出	68,331
次年度への繰越金	10,940
計	890,853
資金収入	890,853
業務活動による収入	206,539
投資活動による収入	579,065
財務活動による収入	92,865
前期中期目標期間よりの繰越金	12,384
計	890,853

## (2) 畜産勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	630,282
業務活動による支出	167,072
投資活動による支出	461,705
次年度への繰越金	1,505
計	630,282
資金収入	630,282
業務活動による収入	81,506
投資活動による収入	547,270
前期中期目標期間よりの繰越金	1,507
計	630,282

## (3) 野菜勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	53,206
業務活動による支出	24,798
投資活動による支出	22,000
次年度への繰越金	6,408
計	53,206
資金収入	53,206
業務活動による収入	19,142
投資活動による収入	26,674
前期中期目標期間よりの繰越金	7,390
計	53,206

## (4) 砂糖勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	141,371
業務活動による支出	80,910
財務活動による支出	60,004
次年度への繰越金	457
計	141,371
資金収入	141,371
業務活動による収入	57,055
投資活動による収入	1
財務活動による収入	83,349
前期中期目標期間よりの繰越金	966
計	141,371

## (5) でん粉勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,741
業務活動による支出	16,868
財務活動による支出	8,304
次年度への繰越金	568
計	25,741
資金収入	25,741
業務活動による収入	15,725
財務活動による収入	9,515
前期中期目標期間よりの繰越金	500
計	25,741

## (6) 生糸勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	461
業務活動による支出	1
次年度への繰越金	460
計	461
資金収入	461
業務活動による収入	11
前期中期目標期間よりの繰越金	450
計	461

(注記) 蚕糸関係業務については、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」において、「現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。」とされているところであり、本表は、第169回国会に提出されている生糸の輸入に係る調整等に関する法律案が成立するまでの暫定措置とするものである。

## (7) 補給金等勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	39,909
業務活動による支出	36,841
投資活動による支出	1,600
次年度への繰越金	1,468
計	39,909
資金収入	39,909
業務活動による収入	33,415
投資活動による収入	5,000
前期中期目標期間よりの繰越金	1,494
計	39,909

## (8) 肉用子牛勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	17,381
業務活動による支出	17,295
財務活動による支出	24
次年度への繰越金	62
計	17,381
資金収入	17,381
業務活動による収入	17,319
前期中期目標期間よりの繰越金	62
計	17,381

## (9) 債務保証勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	141
業務活動による支出	19
投資活動による支出	111
次年度への繰越金	11
計	141
資金収入	141
業務活動による収入	6
投資活動による収入	120
前期中期目標期間よりの繰越金	15
計	141

4 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下により効率的な運用を行う。

- (1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。
- (2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

## 第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、650億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。

## 第5 剰余金の使途



人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  
予定なし

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）方針

業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

（2）人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。

なお、期初（平成20年度）において、前中期目標期間の期末（平成19年度）に対して2人を削減する。

〔参考1〕

前中期目標期間の期末（平成19年度）の常勤職員数 217人

期初の常勤職員数の見込み 215人

期末の常勤職員数の見込み

期初を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。

〔参考2〕

人件費総額見込み 2,180百万円

（3）業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、研修の内容を記した中期目標期間中の業務運営能力開発向上基本計画を策定するとともに、同計画に即して研修を実施する。

① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等

イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等

ウ 管理職研修として、新任管理職研修

② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー

イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修

ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修

## 2 積立金の処分に関する事項

畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）附則第 8 条第 1 項に規定する業務、同法第 10 条第 5 号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てる。